

保証書

株式会社 H K S スズキ

〒285-0001

千葉県佐倉市土浮148

TEL 043-486-6847



H K S
S U Z U K I

1. 保証書事項

- (1) シロアリが発生して建物に損害があり、修復が必要な場合は総額500万円を限度として修復費用を賠償いたします
- (2) 保証の対象とするシロアリの種類はイエシロアリとヤマトシロアリの2種類とします。

2. 保証条件

- (1) 万一、シロアリが発生した場合又発生の疑いがある場合は、そのままの状態ですぐに施工業者に、ご連絡下さい。連絡無く修復されたものについては、この保証書による保証が得られません。
- (2) 建物一部の施工等の場合は保証の対象になりません。又、施工した建物を増築、改築または修繕などした場合は、その部分のシロアリ防除施工をしなかったときは、建物全体の保証が無効になります。従って、増築、改築または修繕などしたときは速やかに、代理店または、施工業者へご連絡下さい。
- (3) 増築、改築または修繕した部分にシロアリ防除施工をした場合、その部分の保証は、前の施工の保障期間終了までとします。
- (4) 施工した建物が常識的な構造でなく、シロアリ防除施工時点で予見できない構想(防除施工が出来ない構造など)の場合は保証が出来ないことがあります。
- (5) 施工した建物に接している納屋、物置、堀などの工作物被害また犬走り等からのハネアリの飛出し等は保証の対象になりません。
- (6) 雨漏、建物の破損など、家屋管理の不手際によりシロアリが発生した場合は、この保証書による保証が得られません。
- (7) 地震、水害などの天地災害によりシロアリ防除施工の効果が減失したと思われる場合の保証は無効になります。
- (8) 家具類などの、動産の損害は対象から除きます。
- (9) 保証書に保証番号なきものは無効とします。
- (10) 本保証書の建物所有者に変更が生じた場合、速やかに代理店または、施工業者に連絡をして、保証書のへんこうをしてください。